

(別紙)

1 質問項目及び内容

1 「ヘイトスピーチ対策法」成立を受けた三重県の取組について

- ①6月3日に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ対策法」という。)の意義について、どのように評価しているか見解を伺う。

2 回答

6月3日に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆるヘイトスピーチ対策法(以下「法」という。)については、被害者が多大な苦痛を強いられ、地域社会に深刻な亀裂を生じさせていることを認め、その解消を喫緊の課題として不当な差別的言動は許されないことを宣言しました。

法成立を受け、川崎市は、ヘイトスピーチを繰り返した団体が集会のために出した公園使用許可申請を認めない決定をし、事前規制に踏み出しました。また、横浜地方裁判所川崎支部は、川崎市の社会福祉法人が在日コリアン排斥を訴える団体のデモ禁止を求める仮処分申し立てに対し、デモ禁止を命じる決定を行うなど、既に法制定の効果が現れています。

この法律は理念法であり、禁止や罰則の規定はありませんが、国が差別を許さないことを明確に示した意義は大きいものと考えます。

1 質問項目及び内容

1 「ヘイトスピーチ対策法」成立を受けた三重県の取組について

- ②ヘイトスピーチ対策法を受けて、県として県民への周知・啓発、相談体制、教育活動の実施をはじめ、より一層の積極的な取組が必要と考えるが見解を伺う。

2 回答

法では、国及び地方公共団体の責務規定が設けられており、地方公共団体においては、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされています。

県としましては、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会と一緒に築いている、多文化共生社会の実現をめざし、相互理解を図る啓発や国際性の涵養を図る教育活動などの取組を進めているところです。法の制定を契機として、今後一層、外国人と日本人が相互理解を深め尊重し合い、共に安心して快適に暮らしていく多文化共生社会の実現に向けた啓発・教育等の取組を進めてまいりたいと考えています。

1 質問項目及び内容

- 1 「ヘイトスピーチ対策法」成立を受けた三重県の取組について
 - ③ヘイトスピーチを繰り返している団体等への県有施設の使用許可について、「ヘイトスピーチ対策法」の趣旨を踏まえ、県としてどのような認識を持っているのか見解を伺う。

2 回答

地方自治法第244条では、地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとされています。また、集会等の内容によって公共施設の利用の可否を判断することは、憲法が保障する集会の自由や表現の自由を侵害するおそれがあります。

法には禁止規定がないものの、その制定された意義を踏まえ、県有施設の使用許可につきましては、それぞれの施設の設置、管理にかかる条例等を勘案し、個別の案件ごとに適切に判断する必要があると考えています。